

平成30年9月28日

保護者 様

川口市立十二月田小学校  
校 長 竹内 まゆみ

通学時の児童の持ち物の負担軽減に向けての対応について

さて、川口市教育委員会より、通学時の持ち物について児童の負担とならないよう、発達の段階や学習上の必要性を考慮し、柔軟な対応をするようにとの通知がありました。そこで、本校では次の通り改善することにいたしました。児童数が多く、教室の余裕がない本校での対応のため、十分とは言えませんが、ご理解・ご協力をお願いします。

【日常的に使用する教科書及び教材について】

○宿題で使用する教材等を担任が連絡し、家庭学習で使用する予定のない教科書及び教材については、児童の机やロッカーの中に置いて帰ることを認めます。

【学習用具で大きいものについて】

○水彩用具や裁縫用具は、使用する時間が集中します。学習する単元が終わったら家に持ち帰ります。

○習字道具や鍵盤ハーモニカは、毎週使用します。学校に置いておくことを認めます。学期末に持ち帰ります。ただし、書写の授業があった際には、汚れた筆は持ち帰ります。

【うわばきについて】

○毎週金曜日に持ち帰らなくてもよいことにします。

【体育着について】

○その週の最後の体育があった日に持ち帰ります。  
金曜日に持ち帰る荷物が多くならないようにするためです。

【その他】

○一括して教室に保管する教科書及び教材は、学年で統一します。